

Title	獨禁法違反事件と審決
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1949
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.22, No.2/3 (1949. 3) ,p.99- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	春季特集號 紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19490301-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

又同期間に於いて委員會が刑事處分のために告發したものは一件もなかつた。(二三・七・二〇現在)

獨禁法違反事件と審決

高鳥正夫

一

獨禁法が施行されてから一年を経過した。この間に於いて、八八件の事件が公正取引委員會(以下委員會と略す)の調査の對象となつたが、これをその端緒別に分類すると一般からの報告が二三件、委員會の認知によるもの六三件、検事總長の通知によるもの三件である。この八八件の事件中六八件については調査が完了し、五四件が違反事實の認められないもの、六件は事情の變化によつて既に法的措置を必要としないものとされ、結局、審判手續を開始したものは八件、既に審決の済んだものは次に述べる六件にすぎなかつた。その六件はいづれも違反事實を認める委員會の報告を廢話し、審判手續を経ないで審決されたものであり、審決に對する不服の訴は提起されなかつた。

獨禁法違反事件と審決

金利協定事件

二

受理(認知による)二二・九・一〇
審判開始決定書の送達二二・一〇・四
審決書の送達二二・一二・三一

一、東京都内の帝國銀行等二八の金融機關(同地域の金融機關の全部)は、獨禁法制定以前から申合せ又は規約書と稱する文書で、貸出利率及び預金利率に關する最高利率を協定し、これに従つて業務を遂行していた。この事實をとりあげた委員會は、審判手續を經ないでなされた審決(昭和二年(判)第一號)の主文において、次のように述べている。

(1) 被害人等に對しこの審決書の添附書類(記載の金利に關する協定を廢止することを命ずる。(但し、被害人商工組合中央金庫及び庶民金庫については別紙添附書類(記載の貸出金利に關する部分を除く。))

(2) 被害人等は前項に掲げた協定條項の全部は勿論、その一部をもこれを將來において復活し、遵守し、又は遂行してはならない。(1)

二、委員會は右の認定した事實が一定の共同行為を禁ずる第四

條第一項に違反し、又不當な取引制限を禁ずる第三條の規定に違反するものとして、その廢棄を命じ復活を禁止したわけである。今日の經濟情勢の下において金利を自由競争のまゝ放任したならば、却つて一般消費者の利益を害するに至るであろうこと、及びこの協定された利率がインフレーション阻止のために極めて妥當な利率であることは認められながら、獨禁法違反の理由でその廢棄が命ぜられている點を注意しなければならない。獨禁法においては、經濟統制が必要であるとするならば、それはすべて公的機關によつてなさるべきものとするわけであつて、かゝる私的統制行為が差當つて妥當なものであるとして

も、それは將來容易に獨占利率等の協定を行う基盤となり得るものであるから、この法律の原則とは相容れないものであるとされたわけである。この考え方は間もなく「臨時金利調整法」の制定となつて現れ、昭和二年一二月一五日以降、金利統制は國家の手によつて行われることになつた。(2)

(註) (1) 貸出最高利率(添附書類①)

昭和二〇年七月五日以降日歩二錢三厘

預金利率(添附書類②)

昭和二二年六月一日以降

定期預金

三ヶ月年利 三分三厘以下
六ヶ月年利 三分五厘以下
一年年利 三分六厘以下

常座預金及び内國爲替預金	無利息
普通預金又は同賃金	日歩五厘以下
通知預金	日歩六厘以下
別段預金及びその他の雜預金	日歩六厘以下

(2) 臨時金利調整法(昭二二法一八一)は一二條からなり、大藏大臣の命令によつて日本銀行總裁が金利調整委員會に諮問して金利を決定し、各金融業者に遵守せしめることが認められている。

賠償施設梱包運輸組合事件

受 理(認知による)一一一・八・三〇

審判開始決定書の送達一一一・一一・一七

審 決 書 の 送 達二三・四・二

一、賠償施設梱包運輸組合は全國の有力なる梱包業者、運輸業者の等殆んど全部である五八三名を組合員として、昭和二年七月八日に設立されたものである。同組合は賠償施設の撤去に當つて要する梱包、輸送等の業務の大部を共同引受し、これを組合員に割當つてことをその目的としているものであつた。委員會がこの事實を認知したときには、同組合は未だその業務を開始していなかつた。そこで審判手續を経ないでなされた審決(昭和二年(判)第三號)の主文において、委員會は次のよう

に述べている。

- (1) 被審人賠償施設組合はこの審決書の送達を受けた後一四日以内に解散の手續をとること。
- (2) 同組合は解散と同時に清算人五名を選任し、當委員會の認可を受けること。
- (3) 清算人はこの認可があつた後一四日以内に財産目録、貸借對照表及び事務報告書を作り當委員會に提出すること。
- (4) 清算人は退滯なく現務の結了、債權の取立及び債務の辨済並びに残餘財産の處分につき計算書を作り當委員會の認可を受けること。
- (5) 清算事務は組合解散後三ヶ月以内に結了するよう措置すること。但し已むを得ない場合には當委員會に期間の延長を求めるること。
- (6) 清算人は清算終了後その報告書を當委員會に提出すること。

二、委員會は右の認定した事實が不當な取引制限を禁ずる第三條の規定に違反するものとして、その解散を命じたわけである。賠償施設の撤去成績は國際的意義をもつものであり、且つその業務は莫大なる數量を對象とするものであるため、關係業者間の事業活動の調整を圖り、撤去を迅速確實而も廉價に行うことば極めて必要であり又妥當なことであるとしても、かかる

國的統制行為の存在を容認することは、將來における獨占的取

引條件決定の可能性の素地を與えるものであつて、獨禁法の目的とは相容れないものであるとされたわけである。茲で注意しなければならないことは、この組合が問題になつた當時は未だその業務を開始していなかつたにも拘らず、委員會はかかる組合の存在それ自體が獨禁法に違反するものであり、現實の業務活動の有無を問う必要はないとしている點である。

全國衛生材料協會事件

受理（認知による）一一一・九・二五
審判開始決定書の送達二二一・一、二六
審決書の送達二二三・四・一

一、全國衛生材料協會は全國の指定衛生材料生產業者の殆んど全部である二三四名を會員として、昭和二二年八月二二日に設立されたものである。同協會は會員の委託を受けて資材切符をとりまとめ現物化を斡旋し、現物の入手高が會員の全需要に不足する場合には、各會員の生産状況等を考慮して適當に割當て、又會員の製品の販賣に際しても指圖を行ふ等の統制的機能を營むことを目的としているものであつた。委員會がこの事實を認知したときには、同協會は未だその業務を開始していなかつた。そこで審判手續を經ないでなされた審決（昭和二二年（判）第三號）の主文において、委員會は次のよきに述べている。

- (1) 被審人全國衛生材料協會に對してこの審決の送達を受け

た後速に解散手續をとることを命ずる。

(iv) 同議會は解散と同時に清算人を選任して當委員會の認可を受けると共に、右清算人はその認可のあつた後速に財産目録、貸借對照表並に事務報告書を當委員會に提出し、且つ現務の納了、債權の取立、債務の辨済、殘餘財產の處分につき

計畫書を提出し當委員會の認可を受くべし。

(v) 前項の認可を受けたときは速に清算事務を措置し、清算報告書を當委員會に提出すべし。

(vi) 右議會以外の被審人等は常來において同協會と同様な團體を設立若くは組織し、又はこれ等の團體に加入してはならない。

二、委員會は右の認定した事實が物資の配給統制團體の設立及び加入を禁ずる第五條に違反し、又不當な取引制限を禁する第三條の規定に違反するものとして、その解散を命じたわけである。全國衛生材料協會は、醫藥品等統制規則に基いて指定衛生材料の一手販賣及びその原料の一手買取等の方法による統制を實施していた衛生材料株式會社を實質的に承継したものであつて、統制方式が變更されても資材の入手が思うようにゆかない現在、自由競争による混亂と打撃とを避けるため、何等かの統制機關の存續を要望する同業者の意見に聽えたものであつた。然しながら委員會は、かゝる私的統制團體の存在を容認することは、將來における獨占的取引條件決定の可能性の素地を

與えるものであつて、獨禁法の目的とは相容れないものであるとし、又未だその業務を開始していないことは何等違反の成立には影響がないとしている。

劇映畫二本建禁止協定事件

受理（認知による）

審判開始決定書の送達二二・一一・二六
審決書の送達二三・五・一五

一、松竹、大映、東寶の三映畫會社は我國における劇映畫の大半を作成し、その貸貸及び上映を事業とするものであるが、昭和二〇年一二月以降劇映畫の二本建興行禁止を協定し實行していた。この事實をとりあげた委員會は、審判手續を経ないでなされた審決（昭和二二年（判）第四號）の主文において、次のように述べてゐる。

(1) 被審人等に對し昭和二〇年一二月初旬被審人等が申し合わせた、(1)被審人等の製作した總ての劇映畫を上映の目的で興行者に貸貸する場合には、その貸借契約條項中に「貸借人が當該劇映畫を上映する日には他の劇映畫を上映しないこと。」（即ち、二本建興行の禁止）という條項を挿入し且つその場合に限り貸貸ができる。(2)被審人等の直營興行場においても一日に一本以上の劇映畫を上映しない（即ち、直營興行場における二本建興行の禁止）との協定の廢止を命

する。

(d) 被審人等は將來この協定の全部は勿論その一部をも復活

し、遵守し又は遂行してはならない。

(e) 被審人等は將來その製作した劇映畫を上映の目的で興行

者に販賣する場合、その貨物契約條項中に「賃借人が當該劇

映畫を上映する日には他の劇映畫を上映しないこと。」(即ち、

二本建興行の禁止) という條項を入れてはならない。

(f) 被審人等に對し本件協定締結後今日に至るまで直營興行

場において二本建興行をしたことのある總ての場合を公正取

引委員會に報告することを命ずる。

(g) 被審人等に對し、同人等が④に記載した協定を廢止した

ことを日本興行組合連合會その他關係各映畫興行場及び被審

人等の直營興行場に對して通告することを命ずる。

二、委員會は右の認定した事實が不當な取引制限を禁する第三

條の規定に違反するものとして、その廢棄を命じ復活を禁止し

たわけである。この認定は生フィルムの缺乏から生ずる制約を

合理的に解決するため、粗悪品の製作及びプリントの濫造を防

止し、併せて上映館の盛映、觀賞者の保護等を考慮して生れた

ものであるが、かかる協定は當該取引分野における重要な競争

方法である劇映畫の販賣の條件、及び上映映畫の組合せを制限

するものであつて、この法律の原則とは相容れないものである

とされたわけである。

日本スポーツ用衣商工同業會事件

受理（認知による）二二・一〇・四

審判開始決定書の送達二二・一二・二五

審決書の送達二三・四・二

一、日本スポーツ用衣商工同業會は全國の柔道衣製造販賣業者

約八三名の内、過半數たる四七名（その後五一名に増加）を組

合員として、昭和二年七月二九日に設立されたものである。

同業會は業務用資材を一手に買取り組合員に割當て、又組合員

の製品を一手に販賣することを目的としているものであつた。

委員會がこの事實を認知したときには、同業會は未だその業務

を開始していなかつた。そこで審判手續を経ないでなされた審

決（昭和二年（判）第五號）の主文において、委員會は次のよ

うに述べている。

(1) 被審人日本スポーツ用衣商工同業會はこの審決の送達を

受けた後一四日以内に解散手續をすること。

(2) 同組合は解散と同時に清算人六名を選任し當委員會の認

可を受けること。

(3) 清算人はこの認可があつた後一四日以内に財産目録、貸

借對照表、及び事務報告書を作り當委員會に提出すること。

(4) 清算人は選擇なく現務の結了、債權の取立、債務の辨済、

並びに殘餘財產の處分につき計畫書を作り當委員會の認可を

受けること。

(1) 清算事務は組合解散後三ヶ月以内に結了するよう措置すること、但し已むを得ざる場合は當委員會に期間の延長を求めるること。

(2) 清算人は清算終了後その報告書を當委員會に提出すること。

(3) 日本スポーツ用衣商工同業會以外の被審人等は以後二名以上を以てこの組合と同様な組合を設立若しくは組織し、又はこれ等の團體に加入してはならない。

二、委員會は右の認定した事實が物資の配給統制團體の設立及び加入を禁ずる第五條に違反し、又不當な取引制限を禁ずる第三條の規定に違反するものとして、その解散を命じたわけである。この事件は前述の全國衛生材料協會事件と殆んど同様の内容をもつものであつて、その審決の内容にも重要な差異はない。たゞ前述の賠償施設包運輸組合事件、全國衛生材料協會事件及び本事件において、被審人以外の組合員もそれ／＼不當な取引制限を行い、或は物資の配給統制團體に加入したもので、第三條或は第五條に違反するものであるが、委員會は諸般の事情を考慮して組合員は主たる組合員のみを被審人としていることに注意しなければならない。

日本甲馳工業協同組合事件

受理（認知による）二二・一〇・四
審判開始決定書の送達二二・一一・二九

審決書の送達二三・四・五

一、日本甲馳工業協同組合は全國に散在するすべての甲馳製造業者が、昭和二二年八月一四日に設立した協同組合であつて組合員の製品を一手に買取り、これを日本足袋配給株式會社及び日本ガム工業協同組合連合會に一手に販賣することを目的としているものであつた。委員會がこの事實を認知したときには、同組合は未だその業務を開始していなかつた。そこで審判手續を経ないでなされた審決（昭和二二年（判）第六號）の主文において、委員會は次のように述べている。

(1) 被審人桂野重太郎、上野輝雄は日本甲馳工業協同組合の清算人に就職後遅滞なく同組合の財産目録、貸借對照表を作り當委員會に提出し、債權の取立、債務の辨済並びに残餘財産の處分につき計畫書を作り當委員會の承認を受けなければならぬ。

(2) 右の清算事務は本審決の送達を受けた後三ヶ月以内に結了するよう措置しなければならない。

(3) 右清算人は清算終了後その報告書を當委員會に提出しなければならない。

(4) 被審人等は將來において二人以上集合してこの組合と同様の性格を有する組合を設立若しくは組織し、又はこれらの

團體に加入してはならない。

二、委員會は右の認定した事實が物資の配給統制團體の設立及び加入を禁する第五條の規定に違反するものと認めたわけである。全國の甲種製造業者がかかる統制行為を行うに至つた理由として、經營の合理化をあげてある點を注意しなければならない。即ち製品の需要者が九州、岡山、神戸、關東等に偏在しているため、自由競争に放任するならば現在の困難なる輸送事情の下にあって、極めて遠方の業者と取引する不合理をおかすものであること、又かかる協同組合を組織すれば、組合員の生産能力及び市場における需要量等に鑑じて、品種別生産高の調整を図ることができること等を考慮して生れたものであつた。然しながら委員會は、かかる私的統制團體の存在を容認することは、特に本事件におけるように全同業者を集めた場合においては、將來における獨占的取引條件決定の可能性の素地を與えるものであつて、獨禁法の目的とは相容れないものであるとし、又未だその業務を開始していないことは何等違反の成立には影響がないとしている。

三

獨禁法が施行された最初の一年間は、戰爭中に失われた自由を憚れて、統制經濟の代りに自由經濟を求める傾向が強かつたが、復興した經濟力では到底こうした希望を満足させてくれる

だけの堅苦な物質を供給することはできなかつた。それ故、統制團體が次々に廢止され、切符制度による新しい配給方式が採用されても、やはり充分な物資を入手することができず、却つて、かかる條件の下に行われる自由競争から生ずる混亂を避けたため、以前の統制團體をそのまま承継した團體が、自治的統制を開始せざるを得ない實情にあつた。審決に現れた全國衛生材料協會、日本スポーツ用衣商工同業會等がこれである。

經濟統制はこれを行ふ主體からは公的統制と私的統制とに區別せられると同時に、その態様からは間接統制と直接統制とに區別して考えなければならない。たゞ間接統制は所謂自由經濟時代にも行われていたため、狹義の統制經濟と呼ばれるもの内には含まれないと見るのが通常であるが、國家が自由經濟の缺陷を除去しながら、國民經濟を所期の目的に導こうとするならば、經濟に間接的に統制を加えることは今後も當然に豫想されるところである。例えば金利について日銀總裁が利率を決定し、市中金融業者に遵守せしめるために制定された「臨時金利調整法」はこれである。ところで問題は直接受統制の統制にある。物資の缺乏は現在殆んどすべての分野で見られる現象であるが、極く特殊なものについては過剰生産の傾向が現れてきている。若しも缺乏もなければ過剰もないようなものがあるとするならば、直接受統制を必要としないわけであるが、かかる分野の殆んど存在しないことは明らかであろう。今日、國家

は價格を公定し、主食燃料の配給を統制する等、極めて廣汎に亘る直接統制を加えているわけであるが、それ以外の分野においても、右に述べたように主として物質の缺乏のため、又極めて限られた範囲においては過剰生産の理由から、自由競争に放任するならばそこに生ずる混亂と無秩序は、經濟の再建を妨げ国民に餘計な負擔をかけるであろうものが存在している。いい換れば、何人かが、國家か私的團體かが統制しなければならない分野が存在していることを忘れてはならない。

この場合、獨裁法はいかなる態度をとっているか。私的自由經濟組織の確立を目的とする同法は、一切の私的統制を排斥し、若しも統制を必要とするならば、必ず公的機關に委ねることを要請するものであるから、たとえ何等かの直接統制を必要とすることが理解されても、それが私的統制である限り一切を違法としこれを廢止せしめていることは、これらの審決の示すところである。それならば私的團體の代りに國家がその統制を行ふよう措置されているあるつか。否、何等の措置も行われていない。こうした同法の運用の背後には、第一に國家權力の脆弱化の問題が、第二には民主主義は經濟的には統制をなくするものであるとする考え方が強く働いているのであるまい。前述したように現在の經濟情勢の下においては、獨裁法が公的統制を認める限り、そこに與えられる競爭範囲は極めて局限されるわけであつて、私的自由經濟組織の確立を目的とする同

法がいかなる展開をとげるか、我々は今後における同法の運用に極めて注目するものである。

(一一三・一二・一〇)

附 記

本稿において用いた直接統制、間接統制という語は、從來一般に使用された法學上の用語とは必ずしも一致するものではない。本稿で直接統制とは國家が各經濟主體の經濟活動そのものに統制を加えることで、その干涉が需要と供給の上に及ぶ點で需給統制とも呼ばれる。間接統制とは單に各自の經濟活動の行われる條件に干渉を加えるに止まり、その條件内で行われる經濟活動は自由に放任されるもので條件統制とも呼ばれる。

(高田保馬博士「統制經濟論」三二二頁以下参照)